

1 法人基本理念

社会福祉法人あと会グループは、平成4年10月に社会福祉法人設立認可を受け、施設立地はのどかな緑あふれる田園地帯で、空気も澄み、四季折々の自然環境の中、当会をご利用される、要介護・要支援・虚弱高齢者の方々、その家族と職員が信頼関係を構築し、穏やかな生活を通して共に生きる意欲・喜びを引き出し、生きがいの共有化を実現することで、“よろこび”“安らぎ”のある“豊かな”生活を提供する「3Yのこころ」を基本理念として運営する。この理念に基づき人命尊重、人権擁護を重視した人間の尊厳を目的とした健全な運営をする。それぞれの事業の特性に沿って「3Yのこころ」を掲げている。また法人全職員もこの理念に沿った職場作りをし、生きがいのある人生を送れるよう法人は、支援する。この法人理念が施設サービス・在宅サービスを通じて、施設在住、地域在住の高齢者の方々にお役に立てればと願う。

2 事業方針(五つの柱)

1. ご利用者が中心
2. ご利用者にゆたかな生活を提供
3. 愛情(人としての尊厳を大切にすること)
4. 前進(ケアの質の向上と事業の発展)
5. 希望(誇りとよろこびにみちた輝かしい人生)

上記法人理念・事業方針により

あと会は、高齢者福祉サービスに携わるすべての人々に、愛情あるところで接していくこと(やすらぎ)、そして人生に対して希望をいできて輝いて生きることができるよう(よろこび)、あかるい未来に向けて前進し続けます(ゆたかさ)。

3 運営重点目標

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に向けた法人運営
- (2) 法人経営の安定化
- (3) 人財確保事業の強化
- (4) 職員満足度・定着率の向上
- (5) 法人内外の研修強化
- (6) 法人内部統制の整備促進
- (7) 海外職員交流事業の推進
- (8) 法令遵守の徹底
- (9) 地域貢献事業の推進

4 目標内容

(1) 地域包括ケアシステムの推進に向けた法人運営

地域で暮らす高齢者が、住み慣れた地域で長く暮らす事ができるよう、地域を中心に支援する地域包括ケアシステムについて、法人としても、広島市の委託を受けて、在宅で暮らす重度の高齢者の介護方法等について家族への相談・助言を行う、在宅生活継続支援事業を安芸区で実施しており、また地域の要望に応じた地域貢献により、地域包括ケアシステムを支える一翼を担う。

(2) 法人経営の安定化

平成29年4月からの総合事業への移行、社会福祉法の改正を踏まえて、各事業所ごとに算定できる加算の検討を実施し、収益の安定化を図る。また、地域の居宅介護支援事業所へも引き続き営業活動を行い、法人全体の稼働率を適正に管理していくとともに、適切な法人維持資金を担保しつつ、老朽化した設備への投資等も積極的に行っていく。

(3) 人財確保事業の強化

優秀な人財を一人でも多く確保するため、グループでの取り組みを学生に発信し、法人認知度を高めていく。また現在も本部人事課で進めている、出前授業・学校訪問を本年度も継続して続けていく。また、採用エリアを広島市内から、Uターン学生も視野に入れて、一人でも多くの優秀な人財の確保に努める。

(4) 職員満足度・定着率の向上

今後も優秀な職員を確保し続け、より質の高いケアを実践するため、現にあと会に勤務する職員のモチベーションを高め、やりがい・働きがいのある職場風土を醸成する。現場職員が、仲間の職員の良い行動について互いにフィードバックできる仕組みづくりや、連続休暇制度などを導入する。

(5) 法人内外の研修強化

法人内の各階層別研修・職種別研修について、これまでの研修方法をより組織化し、外部講師を定期的に受入れ、より充実した職員研修を実施し、職員の育成を強化する。また法人職員を講師として地域へ派遣し、各専門職種から地域への啓発活動を社会福祉法人の地域貢献として定期的に行う。

(6) 法人内部統制の整備推進

社会福祉法の改正を見込み、今後より一層透明性の高い組織運営が必要になる中で、法人における内部統制の整備推進を目指す。利用者や施設の情報についての情報共有・情報伝達の仕組みを改善する為に、専用ソフトの導入や5S運動の徹底も行っていく。

(7) 海外職員交流事業の推進

スウェーデン ボロース市との提携契約満期を迎え、本年度からは、スウェーデン パティレ市との提携を視野に、前年度に引き続き2名程度の現場スタッフ、管理職等を派遣する海外交流事業の継続を図る。また、ドイツからのボランティア留学生については、前年に引き続き2名継続受入する予定である。

(8) 法令遵守の徹底

前年度に引き続き、業種を問わず、全国的に重要視され続けているコンプライアンスの徹底を、職員会議や主任会議等の場を活用し、啓発する。また、研修等を通じて、全職員に関連法令(社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、医療法等)の周知徹底を図る。

(9) 地域貢献事業の推進

地域包括支援センターと密接な連携を図り、平成29年4月から生活支援サービス事業等の総合事業の展開に取り組み、地域と共存し、積極的に地域貢献を行う。